

# 大阪市イノベーション拠点立地促進助成金交付要綱取扱要領

平成29年7月12日制定

令和3年3月3日改正

## (目的)

第1条 この取扱要領は、大阪市イノベーション拠点立地促進助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第34条の規定に基づき、要綱において別に定めることとされている事項及び要綱の実施に関し必要な事項を定める。

## (用語の定義)

第2条 要綱第2条第6号に規定する工作機械等は、別表に掲げるものとする。

## (拠点建物の建築延床面積の算出)

第3条 要綱第4条に規定する拠点建物の建築延床面積は、当該拠点建物における全体の専用面積（事務室等の部分）と全体の共用面積（ロビー、廊下、エレベータ等及び中央監視室等の建物の維持に必要な施設として認められる部分）を合計したものをいい、面積の積算方法については建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定によるものとする。

## (助成対象面積の算出)

第4条 要綱第6条に規定する助成対象面積の積算方法については、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定によるものとする。

- 2 特に区分できる場合を除き、拠点建物の専用面積と当該専用面積にかかる共用部分の面積（全体の共用面積について、当該専用面積が全体の専用面積に占める割合（小数点第三位以下切捨て。）を全体の共用面積に乗じて算出した面積（小数点第三位以下切捨て。））を合計したものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、要綱第8条第2号の規定により建物賃借料について助成する場合は、拠点建物の専用面積を助成対象面積とする。

## (助成対象経費の算出)

第5条 要綱第7条に規定する助成対象経費は、特に区分できる場合を除き、当該拠点建物の建設等に要した投下固定資本額に、前条の規定により算出された助成対象面積の建築延床面積に占める割合（小数点第三位以下切捨て。）を乗じた額（円未満切捨て。）とする。

## (事業計画の承認申請に伴う関係書類)

第6条 拠点建物を新たに取得しイノベーション拠点事業を行う場合、事業計画承認申請時における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画承認申請書（第1号様式）
- (2) 共同申請書兼委任状（第1-2号様式）

- (3) 事業計画書（第2号様式）
- (4) 法人概要書（第3号様式）
- (5) パンフレット等資料
- (6) 法人定款・寄附行為等の写し
- (7) 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- (8) 前3期分の法人税申告書（税務署の受付印のあるもの）及び決算書の写し
- (9) 直近の試算表（決算後6ヶ月以上経過している場合）
- (10) 市税の納税証明書
- (11) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- (12) 事業継続誓約書（第4号様式）
- (13) 誓約書（第5号様式）
- (14) 建設用地の使用権限を確認できる書類（不動産登記簿謄本等）
- (15) 建築確認申請書（受付印のあるもの）の写し
- (16) 建設・改修工事工程表（第6号様式）
- (17) 建設工事関係書類（設計図面、配置図、付近地図）
- (18) 助成対象面積算出表（第7号様式）
- (19) 事業費内訳・資金調達見込表（第8号様式）
- (20) 助成対象経費の発生を確認できる書類（見積書、契約書、鑑定評価書、発注予定の設備の仕様が分かる資料等）
- (21) 整備・改修箇所が分かる工事前の現場写真の写し
- (22) 国又は地方公共団体における助成金等の利用が見込まれる場合は、これを確認できるもの
- (23) その他市長が必要とする書類

2 拠点建物を賃借しイノベーション拠点事業を行う場合、事業計画承認申請時における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画承認申請書（第1号様式）
- (2) 共同申請書兼委任状（第1-2号様式）
- (3) 事業計画書（第2号様式）
- (4) 法人概要書（第3号様式）
- (5) パンフレット等資料
- (6) 法人定款・寄附行為等の写し
- (7) 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- (8) 前3期分の法人税申告書（税務署の受付印のあるもの）及び決算書の写し
- (9) 直近の試算表（決算後6ヶ月以上経過している場合）
- (10) 市税の納税証明書
- (11) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- (12) 事業継続誓約書（第4号様式）
- (13) 誓約書（第5号様式）

- (14) 建設・改修工事工程表（第6号様式）
- (15) 助成対象面積算出表（第7号様式）
- (16) 事業費内訳・資金調達見込表（第8号様式）
- (17) 助成対象経費の発生を確認できる書類（見積書、契約書、鑑定評価書、発注予定の設備の仕様が分かる資料等）
- (18) 拠点建物にかかる賃貸借（仮）契約書等の写し
- (19) 整備・改修箇所が分かる工事前の現場写真の写し
- (20) 改修承諾書（第9号様式）（貸主から拠点建物を賃借し改修工事を行う場合）
- (21) 国又は地方公共団体における助成金等の利用が見込まれる場合は、これを確認できるもの
- (22) その他市長が必要とする書類

3 第1項及び前項に規定する書類の提出について、やむを得ない事情があると認められるときは、別に定める期日までに提出することができる。

（事業計画の承認等に伴う通知書類）

第7条 要綱第10条に規定する通知書は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画を承認するとき 事業計画承認通知書（第10号様式）
- (2) 事業計画を承認しないとき 事業計画を承認しない旨の通知書（第11号様式）

（事業計画承認申請取下げに伴う提出書類）

第8条 要綱第12条に規定する事業計画承認申請の取下げにかかる提出書類は、事業計画承認申請取下書（第12号様式）とする。

（事業計画承認申請取下げ受領通知）

第9条 要綱第12条に規定する事業計画承認申請取下書を受領した通知は、事業計画承認申請取下書受領通知書（第13号様式）とする。

（事業計画の変更に伴う提出書類）

第10条 要綱第13条第1項に規定する事業計画の変更承認申請に伴う提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画変更承認申請書（第14号様式）
- (2) 事業計画承認申請時の提出書類のうち計画変更に係るもの
- (3) 事業計画の変更内容説明書類
- (4) その他市長が必要とする書類

（事業計画の変更承認に伴う通知書）

第11条 要綱第13条第2項に規定する事業計画の変更承認申請の承認に係る通知書は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画変更を承認するとき 事業計画変更承認通知書（第15号様式）
- (2) 事業計画変更を承認しないとき 事業計画変更不承認通知書（第16号様式）

（事業計画承認の取消しに伴う提出書類）

第12条 要綱第14条第2項に規定する事業計画の承認の取消しに伴う提出書類は、同項第1号又は第2号の理由を付した事情変更申出書（第17号様式）に同項第1号又は第2号の理由を記載したもの及びそれを証明する書類等とする。

（事業計画承認の取消しに伴う通知書）

第13条 要綱第14条第3項に規定する事業計画承認の取消しに係る通知書は、事業計画承認取消通知書（第18号様式）とする。

（助成金の交付申請に伴う提出書類）

第14条 要綱第15条に規定する助成金の交付申請時における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 助成金交付申請書（第19号様式）
- (2) 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの。写し可。）
- (3) 前期分の法人税申告書（税務署の受付印のあるもの）及び決算書の写し
- (4) 直近の試算表（決算後6ヶ月以上経過している場合）
- (5) 市税の納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの。写し可。）
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの。写し可。）
- (7) 事業計画承認通知書の写し
- (8) その他市長が必要とする書類

（助成金の交付決定等に伴う通知書類）

第15条 要綱第16条第1項及び第2項に規定する助成金の交付の適否に係る通知書は、次に掲げるものとする。

- (1) 助成金の交付を適当と認めるとき 助成金交付決定通知書（第20号様式）
- (2) 助成金の交付を不相当と認めるとき 助成金を交付しない旨の通知書（第21号様式）

（工事完了に伴う提出書類）

第16条 要綱第17条に規定する工事完了時における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事完了届（第22号様式）
- (2) 法人設立・事務所等開設申告書（財政局税務部の受付印のあるもの）の写し
- (3) 検査済証の写し
- (4) 拠点建物の不動産登記簿謄本
- (5) 許認可関係書類（許認可を必要とする事業の場合）
- (6) 助成対象経費及びその支払いを確認できる書類（契約書、請求書、領収書等）

- (7) 整備・改修箇所が分かる工事中、工事後の現場写真の写し
- (8) 助成対象である工作機械等の設置状況を確認できる写真などの書類
- (9) 拠点内レイアウト図
- (10) その他市長が必要とする書類

(事業開始に伴う提出書類)

第17条 要綱第18条に規定する事業開始にかかる提出書類は、事業開始届（第23号様式）とする。

(実績報告に伴う提出書類)

第18条 要綱第19条第1項に規定する実績報告時における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績状況報告書（第24号様式）
- (2) 事業実施に伴う業務内容や規模等が把握できる書類
- (3) 拠点建物を賃借する場合、拠点建物にかかる賃貸借契約書等の写し、助成対象経費（建物賃借料）の支払いを確認できる書類（請求書、領収書等）
- (4) 交付決定通知書の写し
- (5) その他市長が必要とする書類

(実績報告に基づく助成金額の確定通知書)

第19条 要綱第20条第1項及び第2項に規定する助成金額の確定にかかる通知書は、次に掲げるものとする。

- (1) 助成金額確定を承認するとき 助成金額確定通知書（第25号様式）
- (2) 助成金額確定を承認しないとき 助成金額確定不承認通知書（第26号様式）

(助成金の交付請求等に伴う提出書類)

第20条 要綱第21条に規定する助成金の交付請求時における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 請求書
- (2) 助成金額確定通知書（第25号様式）の写し

(事業承継の届出に伴う提出書類)

第21条 要綱第23条第1項に規定する事業承継の事前届出時の提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業承継届（第27号様式）
- (2) 事業承継を説明する書類
- (3) 事業承継にかかる誓約書（第28号様式）
- (4) 法人概要書（第3号様式）
- (5) パンフレット等資料

- (6) 法人定款・寄附行為等の写し
  - (7) 法人登記簿又は現在事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
  - (8) 直近の試算表（決算後6ヶ月以上経過している場合）
  - (9F) その他市長が必要とする書類
- 2 第1項第1号に規定する提出書類については、交付対象者と事業を承継する者が共同して作成し、提出するものとする。
  - 3 第1項第2号に規定する提出書類については、交付対象者が提出するものとする。
  - 4 第1項第3号から第9号に規定する提出書類については、事業を承継する者が提出するものとする。
  - 5 事前に提出することが困難な書類については、予定のものをあらかじめ提出し、事業を承継した日から30日以内に正式な書類を提出することとする。

（事業承継の届出承認に伴う通知書）

第22条 要綱第23条第2項に規定する事業承継の届出承認に伴う通知書は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業承継を承認するとき 事業承継届出承認通知書（第29号様式）
- (2) 事業承継を承認しないとき 事業承継届出不承認通知書（第30号様式）

（事情変更による交付決定の取消しに伴う通知書）

第23条 要綱第24条第1項に規定する助成金の事情変更による交付決定の取消しに係る通知書は、事情変更交付決定取消通知書（第31号様式）とする。

（交付対象者のイノベーション拠点事業廃止に伴う提出書類）

第24条 要綱第25条に規定するイノベーション拠点事業の廃止又は譲渡の届出時における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業廃止・譲渡届（第32号様式）
- (2) 事業廃止・譲渡の理由を説明する書類

（交付対象者の責めに帰すべき事由による交付決定の取消しに伴う通知書）

第25条 要綱第26条第3項に規定する通知は、助成金交付決定取消通知書（第33号様式）とする。

（財産処分に伴う提出書類）

第26条 要綱第27条第4項に規定する財産処分時の提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 財産処分承認申請書（第34号様式）
- (2) 処分対象財産を確認できる書類
- (3) 処分理由を説明する書類
- (4) その他市長が必要とする書類

(財産処分に係る納付額の計算)

第27条 要綱第27条第4項に規定する財産処分を行う場合、財産処分制限期間の未経過分の助成金相当額の計算方法は次のとおりとする。

{処分する財産の助成対象経費－(個々の処分する財産の助成対象経費をそれぞれの経費に応じた財産処分制限期間で除した額(1円未満切捨て)の総額×処分する財産を取得した日から市長が定める期限までの日(1年未満切捨て))}(1円未満切捨て)×助成率(千円未満切捨て)

(財産処分承認に伴う通知書)

第28条 要綱第27条第4項に規定する財産処分の承認に伴う通知書は、財産処分承認通知書(第35号様式)とする。

(提出書類のうち日本語以外で記載された書類の取扱い)

第29条 助成対象事業者が市長に提出する書類のうち、日本語以外で記載されたものについては、その日本語訳(訳者が住所及び氏名を記載し、押印を行ったもの)を添付しなければならない。

附 則

この取扱要領は、平成29年7月12日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

対象となる工作機械等
・ 工作機械 (旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、マシニングセンタ、ターニングセンタ、放電加工機等)
・ 3Dプリンター
・ 3Dスキャナー
・ 基板実装関連機械 (チップマウンタ、半田印刷機、半田リフロー炉等)
・ 環境試験機 (振動・荷重・熱・衝撃等)